



# 埼玉県報

第168号  
令和2年(2020年)  
12月18日  
金曜日

## 目次

### 規則

- 調理師法施行細則の一部を改正する規則（保健医療政策課）
- 栄養士法施行細則の一部を改正する規則（保健医療政策課）

### 告示

- 草加都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧（みどり自然課）
- 誘導結合プラズマ質量分析装置の賃貸借に関する落札者等の公示（衛生研究所）
- 大規模小売店舗の新設に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に係る公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に係る公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の新設に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 荒川中部土地改良区の役員就退任届（大里農林振興センター）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 草加都市計画事業八潮南部西一体型特定土地地区画整理事業の事業計画変更(第7回)(市街地整備課)
- 桶川市坂田西特定土地地区画整理組合の解散認可（市街地整備課）
- 埼玉県証紙指定売りさばき人の指定の取消し（出納総務課）
- 埼玉県証紙指定売りさばき人の指定（出納総務課）
- 県道児玉新町線の区域の変更（本庄県土整備事務所）
- 県道羽生妻沼線の区域の変更（行田県土整備事務所）
- 020大改第667号大久保浄水場西部系3B搔寄機更新工事に関する入札公告（入札課）

# 規則

調理師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年十二月十八日

埼玉県知事 大野 元裕

## 埼玉県規則第九十二号

調理師法施行細則の一部を改正する規則

調理師法施行細則（昭和四十一年埼玉県規則第八号）の一部を次のように改正する。

様式第一号中

「	ふりがな	(氏)	(名)	(氏)	(名)
」	氏名				

「	旧姓の併記希望のふりがな氏名	の無記有	の無記有	有・無	
」	氏名	(氏)	(名)	(氏)	(名)

に改め、同様式の添付書類を削り、同様式の注を次のように改める。

注 1 変更前欄には免許証記載の本籍地及び氏名を記入すること。また、生年月日を記入すること。

変更後欄には変更がある事項のみを記入すること。

2 外国の国籍を有する者は本籍地を国籍で、生年月日を西暦で記入すること。

また、通称の併記を希望する場合は、※欄に記入すること。

3 旧姓の併記を希望する場合は、(旧姓)欄に記入すること。

様式第三号中 「氏名」欄

「	氏名		
」	氏名 (旧姓)		

に改め、同様式の添付書類を削り、同様式の注を次のように改める。

注 1 外国の国籍を有する者は本籍地を国籍で、生年月日を西暦で記入すること。

また、免許証に通称名が併記されている場合は、※欄に記入すること。

2 免許証に旧姓が併記されている場合は、(旧姓)欄に記入すること。

## 附 則

- 1 この規則は、令和三年一月一日から施行する。
- 2 この規則による改正前の調理師法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

## 規 則

栄養士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年十二月十八日

埼玉県知事 大野 元裕

### 埼玉県規則第九十三号

栄養士法施行細則の一部を改正する規則

栄養士法施行細則（昭和四十年埼玉県規則第三十五号）の一部を次のように改正する。

様式第一号、様式第三号及び様式第五号を次のように改める。

様式第1号

受 付 印 欄	申請手数料収入済欄

栄養士免許申請書

(宛先)

埼玉県知事

年 月 日

〒

住 所

氏 名

電話番号 自宅(携帯) ( )

勤務先 ( )

栄養士の免許を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

本 籍 地 ( 国 籍 )	都 道 府 県 ( 国 )		
旧姓併記の 希望の有無	有 ・ 無		
ふりがな	(氏)	(名)	
氏 名	(旧姓)		
※通称名			
生 年 月 日	年 月 日	性 別	男 ・ 女
免許資格			
養成施設卒業		試験合格	
卒業年月日	年 月 日	試験合格 年 月 日	年 月 日
養成施設名	合格番号		第 号
	試験施行地	都 道 府 県	
<p>1 罰金以上の刑に処せられたこと(該当するものを○で囲むこと。)</p> <p>(1) ありません。 (2) あります。</p> <p>(2)のときは、その罪、刑及び刑の確定年月日</p> <p style="text-align: center;">( )</p> <p>2 栄養士の業務に関する犯罪又は不正の行為をしたこと(該当するものを○で囲むこと。)</p> <p>(1) ありません。 (2) あります。</p> <p>(2)のときは、犯罪又は不正の行為の事実及び年月日</p> <p style="text-align: center;">( )</p>			

注 1 外国の国籍を有する者は、本籍地を国籍で、生年月日を西暦で記入すること。  
また、通称名の併記を希望する場合は、※欄に記入すること。

2 旧姓の併記を希望する場合は、(旧姓)欄に記入すること。

様式第3号

受 付 印 欄	申請手数料収入済欄

栄養士名簿訂正・栄養士免許証書換え交付申請書

(宛先)

埼玉県知事

年 月 日

〒

住 所

氏 名

電話番号 自宅(携帯) ( )

勤務先 ( )

次のとおり登録事項及び記載事項に変更を生じたので、栄養士名簿の訂正及び栄養士免許証の書換え交付を申請します。

登 録 番 号	第 号	登録年月日	年 月 日
変 更 理 由	婚姻 離婚	養子縁組 帰化	転籍 氏名の変更 その他 ( )
変 更 年 月 日	年 月 日		

変 更 事 項	変 更 前		変 更 後	
本 籍 地 ( 国 籍 )	都道 府県 (国)		都道 府県 (国)	
旧 姓 併 記 の 希 望 の 有 無	/		有 ・ 無	
ふ り が な	(氏)	(名)	(氏)	(名)
氏 名	(旧姓)		(旧姓)	
※ 通 称 名				
性 別	男 ・ 女		男 ・ 女	
生 年 月 日	年 月 日			

注 1 変更前欄には免許証記載の本籍地及び氏名を記入すること。また、生年月日を記入すること。

変更後欄には変更がある事項のみを記入すること。

2 外国の国籍を有する者は本籍地を国籍で、生年月日を西暦で記入すること。また、通称名の併記を希望する場合は、※欄に記入すること。

3 旧姓の併記を希望する場合は、(旧姓)欄に記入すること。

様式第5号

受 付 印 欄	申請手数料収入済欄

栄養士免許証再交付申請書

(宛先)

埼玉県知事

年 月 日

〒

住 所

氏 名

電話番号 自宅（携帯） ( )

勤務先 ( )

次のとおり栄養士免許証の再交付を申請します。

登 録 番 号	第 号	登録年月日	年 月 日
再 交 付 理 由	破った 汚した 失った		
本 籍 地 ( 国 籍 )	都 道 府 県 ( 国 )		
ふ り が な	(氏)	(名)	
氏 名	(旧姓)		
※ 通 称 名			
生 年 月 日	年 月 日	性 別	男 ・ 女

- 注 1 外国の国籍を有する者は本籍地を国籍で、生年月日を西暦で記入すること。  
また、免許証に通称名が併記されている場合は、※欄に記入すること。
- 2 免許証に旧姓が併記されている場合は、(旧姓)欄に記入すること。

## 附 則

- 1 この規則は、令和三年一月一日から施行する。
- 2 この規則による改正前の栄養士法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。



## 告 示

### 埼玉県告示第千四百三十四号

草加市から草加都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

令和二年十二月十八日

埼玉県知事 大野 元裕

# 告 示

## 埼玉県告示第千四百三十五号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和二年十二月十八日

埼玉県知事 大野 元 裕

- 1 購入等件名及び数量  
誘導結合プラズマ質量分析装置の賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県衛生研究所水・食品担当 埼玉県比企郡吉見町大字江和井410番地 1
- 3 落札者を決定した日  
令和 2 年10月27日
- 4 落札者の氏名及び住所  
日立キャピタル株式会社 東京都港区西新橋 1 丁目 3 番 1 号
- 5 落札金額  
37,950,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日  
令和 2 年 8 月14日

## 告 示

### 埼玉県告示第千四百三十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和二年十二月十八日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 届出の概要等

##### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ケンゾー&マツモトキヨシ加須向川岸店

埼玉県加須市向川岸町二百二十番地一外

##### ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の

氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

増田孝子

埼玉県加須市睦町一丁目八番二十八号

大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社ケンゾー 代表取締役社長 木村健造

埼玉県羽生市南五―九―二十六 外 計二者

##### ハ 大規模小売店舗の新設をする日

令和三年八月四日

##### ニ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

千四百七十七平方メートル

##### ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 四三台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 四二台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 一二六平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 七・五立方メートル

##### ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前九時から午後九時四十五分

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分から午後十時

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 二か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設Zoni 午前六時から午後十時

荷さばき施設Zoni 午前六時から午前八時三十分

届出年月日

令和二年十二月三日

## 二 縦覧期間

令和二年十二月十八日から令和三年四月十八日まで

## 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

## 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

## イ 意見書提出期間

令和二年十二月十八日から令和三年四月十八日まで

## ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

# 告示

## 埼玉県告示第千四百三十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和二年十二月十八日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 届出の概要等

#### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ジョイフル本田幸手店

埼玉県幸手市大字上高野字菩薩前千二百四十五番一外

#### ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社ジョイフル本田 代表取締役 細谷武俊

茨城県土浦市富士崎一丁目十六番二号 外 計五者

（変更後）株式会社ジョイフル本田 代表取締役 細谷武俊

茨城県土浦市富士崎一丁目十六番二号 外 計三者

### ハ 変更年月日

令和二年三月二十一日外

### ニ 届出年月日

令和二年十二月二日

### 二 縦覧期間

令和二年十二月十八日から令和三年四月十八日まで

### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

### 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

#### イ 意見書提出期間

令和二年十二月十八日から令和三年四月十八日まで

#### ロ 意見書提出先



## 告 示

### 埼玉県告示第千四百三十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和二年十二月十八日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 届出の概要等

##### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

越谷コミュニティプラザ

埼玉県越谷市南越谷一丁目二千八百七十六番一

##### ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）越谷コミュニティプラザ株式会社 代表取締役 黒田勉

埼玉県越谷市南越谷一丁目二千八百七十六番一

（変更後）越谷コミュニティプラザ株式会社 代表取締役 土橋良男

埼玉県越谷市南越谷一丁目二千八百七十六番一

##### ハ 変更年月日

令和元年九月三十日

##### ニ 届出年月日

令和二年十二月三日

#### 二 縦覧期間

令和二年十二月十八日から令和三年四月十八日まで

#### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

#### 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

##### イ 意見書提出期間

令和二年十二月十八日から令和三年四月十八日まで

##### ロ 意見書提出先





## 告示

### 埼玉県告示第千四百三十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和二年十二月十八日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 届出の概要等

##### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

東武動物公園駅西口計画（Ⅰ街区）

埼玉県南埼玉郡宮代町中央一丁目七百一番一、二、三、四

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

東武鉄道株式会社 代表取締役 根津嘉澄

東京都墨田区押上一丁目一番二号

大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社東武ストア 代表取締役 土金信彦

東京都板橋区上板橋三丁目一番一号 外 計二者

##### ハ 大規模小売店舗の新設をする日

令和三年八月三十一日

##### ニ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

三千八百五十七平方メートル

##### ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 一〇〇台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 一一一台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 一一四平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 四三立方メートル

##### ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

株式会社東武ストア 午前七時から午後九時四十五分

株式会社良品計画 午前九時から午後八時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前七時から午後十時

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 二か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

No.1 荷さばき施設 午前七時から午後十時

No.2 荷さばき施設 午前七時から午後十時

ト 届出年月日

令和二年十二月一日

## 二 縦覧期間

令和二年十二月十八日から令和三年四月十八日まで

## 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

## 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

### イ 意見書提出期間

令和二年十二月十八日から令和三年四月十八日まで

### ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

# 告示

## 埼玉県告示第千四百四十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、  
荒川中部土地改良区から役員に就任した者及び役員を退任した者の氏名及び住所に  
ついて、次のとおり届出があった。

令和二年十二月十八日

埼玉県知事 大野 元裕

一 就任		
職名	氏名	住所
理事	小島 進	埼玉県深谷市宿根千四百五十六番地二
同	堀口 廣	同 人見二千百五十二番地一
同	柳 一男	同 境六百番地二
同	篠原 三樹彦	同 榎引十番地一
同	栗原 義雄	同 上原六百三十番地一
同	小池 孝一郎	同 武蔵野千八百七十八番地
同	青木 正	同 小前田二千九百六十四番地
同	江森 房芳	同 岡二千五百二十八番地
同	松嶋 多喜男	同 岡部千百六十八番地一
同	布施 将平	同 榛沢新田七十六番地
同	内田 西二	同 本郷百八十八番地一
同	小島 誠	同 大里郡寄居町大字用土三千四百十六番地五
同	花輪 利一郎	同 同 金尾五百七十五番地
同	塚越 石夫	同 深谷市大谷八百九十番地
同	須藤 浩一	同 内ヶ島二百七十八番地一
同	須藤 浩一	同 内ヶ島二百七十八番地一
同	馬場 孝夫	同 柏合千二十八番地一
同	笠原 國行	同 黒田六百六十六番地
同	根岸 勝世	同 榛沢新田三百十四番地二
二 退任		
職名	氏名	住所
理事	小島 進	埼玉県深谷市宿根千四百五十六番地二
同	久保 悦夫	同 同 六百十七番地一
同	大澤 正昭	同 折之口千十五番地
同	小林 滋幸	同 大谷千六百五十四番地
同	馬場 威	同 同 長在家千四百六十三番地二

同	同	監事	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
根岸英男	蛭川竹正	笠原國行	須藤浩一	塚越石夫	花輪利一郎	一	鳥羽吉雄	内田西二	布施將平	鈴木功	小林芳範	青木正	小池孝一郎
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	大里郡寄居町大字用土三千七百八十三番地	同	同	同	同	同	同
榛沢新田二百五十三番地一	柏合四百二十七番地	黒田六百六十六番地	内ヶ島二百七十八番地一	深谷市大谷八百九十番地	同 同 金尾五百七十五番地	同	同	本郷百八十八番地一	榛沢新田七十六番地	普濟寺千二十番地	岡二千五百二十七番地	小前田二千九百六十四番地	武蔵野千八百七十八番地

# 告 示

## 埼玉県告示第千四百四十一号

測量計画機関である熊谷市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年十二月十八日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 測量計画機関

熊谷市

### 二 作業種類

公共測量（空中写真撮影）

### 三 作業地域

熊谷市全域

### 四 作業期間

令和二年十二月十日から令和三年三月二十二日まで

# 告 示

## 埼玉県告示第千四百四十二号

測量計画機関である日高市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年十二月十八日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 測量計画機関

日高市

### 二 作業種類

公共測量（デジタル航空写真）

### 三 作業地域

日高市全域

### 四 作業期間

令和二年十二月二十一日から令和三年三月二十三日まで

# 告示

## 埼玉県告示第千四百四十三号

測量計画機関である狭山市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年十二月十八日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 測量計画機関

狭山市

### 二 作業種類

公共測量（航空写真撮影）

### 三 作業地域

狭山市全域

### 四 作業期間

令和二年十二月二十日から令和三年三月三十一日まで



# 告 示

## 埼玉県告示第千四百四十四号

測量計画機関である川越市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年十二月十八日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 測量計画機関

川越市

### 二 作業種類

再設測量（四級基準点測量二点）

### 三 作業地域

川越市上戸新町

### 四 作業期間

令和二年十一月十三日から令和三年三月十九日まで

# 告示

## 埼玉県告示第千四百四十五号

測量計画機関である北本市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年十二月十八日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 測量計画機関

北本市

### 二 作業種類

デジタル空中写真撮影

### 三 作業地域

埼玉県北本市全域

### 四 作業期間

令和二年十二月二十八日から令和三年三月二十四日まで

# 告 示

## 埼玉県告示第千四百四十六号

測量計画機関である川口市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年十二月十八日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 測量計画機関

川口市

### 二 作業種類

公共測量（空中写真測量）

### 三 作業地域

川口市全域

### 四 作業期間

令和二年七月九日から令和三年二月二十六日まで

# 告 示

## 埼玉県告示第千四百四十七号

測量計画機関である所沢市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年十二月十八日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 測量計画機関

所沢市

### 二 作業種類

公共測量（航空写真撮影）

### 三 作業地域

所沢市全域

### 四 作業期間

令和二年十二月十五日から令和三年二月五日まで

# 告 示

## 埼玉県告示第千四百四十八号

測量計画機関である長瀬町から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年十二月十八日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

長瀬町

二 作業種類

公共測量（空中写真撮影）

三 作業地域

長瀬町全域

四 作業期間

令和二年十二月十五日から令和三年三月三十一日まで

# 告 示

## 埼玉県告示第千四百四十九号

草加都市計画事業八潮南部西一体型特定土地区画整理事業の事業計画を変更したので、土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第五十五条第十三項において準用する同条第九項の規定により公告する。

令和二年十二月十八日

埼玉県知事 大野 元裕

一 施行者の名称

埼玉県

二 事業施行期間

平成九年五月九日から令和十二年三月三十一日（清算期間五年を含む）

三 施行地区

埼玉県八潮市大字伊勢野、大字大瀬、大字古新田、大字圀、大字大原及び大字

大曾根の各一部

四 土地区画整理事業の名称

草加都市計画事業八潮南部西一体型特定土地区画整理事業

五 事務所の所在地

埼玉県八潮市大字中馬場五十二番地二

埼玉県八潮新都市建設事務所

六 事業計画の決定の年月日

平成九年五月九日

七 変更の年月日

令和二年十二月十八日

## 告 示

### 埼玉県告示第千四百五十号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第四十五条第二項の規定により  
桶川市坂田西特定土地区画整理組合の解散を認可したので、同条第五項の規定によ  
り公告する。

令和二年十二月十八日

埼玉県知事 大野 元裕

# 告 示

## 埼玉県告示第千四百五十一号

埼玉県証紙条例（昭和三十九年埼玉県条例第六十三号）第六条第一項の規定による埼玉県証紙指定売りさばき人の指定を次のとおり取り消したので、同条第三項の規定により告示する。

令和二年十二月十八日

埼玉県知事 大野 元裕

一 埼玉県証紙指定売りさばき人の住所及び氏名

埼玉県さいたま市緑区太田窪一丁目十五番地四号 菅原 卓

二 取消年月日

令和二年十二月十五日



## 告 示

### 埼玉県告示第千四百五十二号

埼玉県証紙条例（昭和三十九年埼玉県条例第六十三号）第六条第一項の規定により、埼玉県証紙指定売りさばき人を次のとおり指定したので、同条第三項の規定により告示する。

令和二年十二月十八日

埼玉県知事 大 野 元 裕

一 埼玉県証紙指定売りさばき人の主たる事務所の所在地及び名称

埼玉県さいたま市緑区大字中尾二千四百十番地 有限会社プライドロック

二 指定年月日

令和二年十二月十五日

## 告 示

### 埼玉県本庄県土整備事務所長告示第十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和二年十二月十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年十二月十八日

埼玉県本庄県土整備事務所長 飯塚 雅彦

一 道路の種類 県道

二 路線名 児玉新町線

三 道路の区域

新 B	旧 B	旧 A	旧 新 別
先まで 字勅使河原字久保一五一九番一 地 一三四番一地先から同郡同町大 児玉郡上里町大字勅使河原字宮本 一三・二〇	先まで 字勅使河原字久保一五一九番一 地 一三四番一地先から同郡同町大 児玉郡上里町大字勅使河原字宮本 一三・二〇	先まで 字勅使河原字久保一五一九番一 地 一三四番一地先から同郡同町大 児玉郡上里町大字勅使河原字宮本 一三・二〇	区 間
一七〇・八四	一七〇・八四	一七〇・八四	敷地の幅員 (メートル)
一七〇・八四	一七〇・八四	一七〇・八四	延長 (メートル)
	児玉郡上里町へ一部引継ぎ	児玉郡上里町へ引継ぎ	備 考

## 告 示

### 埼玉県行田県土整備事務所長告示第十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和二年十二月十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年十二月十八日

埼玉県行田県土整備事務所長 根 岸 幸 司

一 道路の種類 県道

二 路線名 羽生妻沼線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>行田市大字北河原字中野一二八三番 一地从先から</p> <p>同市大字北河原字中野一二六七番一 地先まで</p>		区 間
<p>一二・三四 一八・四八</p>	<p>八・三〇 一四・一〇</p>	敷地の幅員 (メートル)
<p>一〇三・六〇</p>		延 長 (メートル)
		備 考

# 告 示

## 埼玉県公営企業告示第五十八号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和二年十二月十八日

埼玉県公営企業管理者 高柳 三郎

## 1 工事概要等

### (1) 工事名

020大改第667号大久保浄水場西部系3B搔寄機更新工事

### (2) 工事場所

埼玉県さいたま市桜区大字宿地内

### (3) 工事期間

契約確定の日から令和5年9月29日（金）まで

### (4) 設計金額

入札執行後に公表する。

### (5) 工事概要

#### ア 目的

設置後35年以上が経過し、老朽化が著しい大久保浄水場西部系3B搔寄機設備の更新工事を行うものである。

#### イ 工事内容

西部系3B搔寄設備機器製作、撤去及び据付。搔寄機36組（3組／池×12池）

### (6) その他

受注者は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止等のため、契約中の工事並びに測量、調査及び設計等の業務（以下「工事等」という。）について、工事等の一時中止又は工期若しくは履行期間の延長等（以下「一時中止等」という。）の申出を行うことができる。

発注者は、受注者から一時中止等の申出があった場合は、事情を個別に確認し、契約約款等に基づき、受発注者間で協議を行った上で一時中止等又は請負代金額若しくは業務委託料の変更を行う。

## 2 落札者の決定方法

本件入札は、埼玉県企業局建設工事請負等の特定調達契約に係る一般競争入札執行要領（令和元年10月1日施行）及び埼玉県企業局建設工事低入札価格調査制度実施要領（令和元年10月1日施行。以下「低入札価格調査制度実施要領」という。）に基づき、価格競争方式により落札者を決定する。

## 3 入札手続の方法等

本件入札は、埼玉県公共工事等電子入札運用基準（平成29年9月1日施行）に基づき、資料の提出、届出及び入札を埼玉県電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）により行う。国土交通省の行う電子入札コアシステムによる電子入札に参加した実績を有する者は、電子入札システムにより入札参加

を行うこと。

なお、入札に関する情報は、次のとおり埼玉県ホームページに掲載する。

(1) アドレス

<https://ebidjk2.ebid2.pref.saitama.lg.jp/koukai/do/KF000ShowAction>

(2) 掲載期間

令和2年12月18日（金）から令和3年2月24日（水）まで

4 設計図書等

設計図面、仕様書及び参考数量等（以下「設計図書等」という。）は、電子入札システムのうち、入札情報公開システムにより掲載する。

5 競争参加資格確認申請書の提出

入札参加を希望する者は、下記(2)の期間内に電子入札システムの競争参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）に確認資料を添付して、電子入札システム（電子入札システムにより提出できない者にあつては、郵便又は信書便）により提出すること。また、下記(3)の期間内にその他必要な資料を郵便又は信書便により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出受付期間を過ぎて電子入札システム若しくは郵便若しくは信書便により提出された場合又は提出受付期間内に資料が到着しなかった場合の確認申請書は、無効とする。

確認申請書、確認資料その他必要な資料の提出先、提出受付期間及び提出部数は、次のとおりとする。

(1) 郵便又は信書便による提出先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入札課大規模工事担当 電話048-830-2743（直通）

(2) 確認申請書及び確認資料の提出受付期間

令和2年12月21日（月）午前9時から令和3年1月25日（月）午後5時まで

(3) その他必要な資料の提出受付期間

令和2年12月21日（月）午前9時から令和3年1月27日（水）午後5時まで

(4) 提出部数

2部（正本1部及び副本1部。副本は、正本を複写したもので可とする。）

6 入札参加資格の確認

(1) 入札参加資格の確認通知

入札参加資格の確認結果は、資格がある旨は電子入札システム（電子入札システムにより通知できない者にあつては、郵便又は信書便）により、資格がない旨は電子メール及び電話により、令和3年2月2日（火）にそれぞれその旨



を通知する。

## (2) 入札参加資格の有無の再確認

入札参加資格がない旨の通知を受けた者は、令和3年2月12日（金）午後3時までに上記5(1)の提出先に郵便又は信書便により書面を提出し、入札参加資格の有無の再確認を求めることができる。再確認の結果は、電子入札システム（電子入札システムにより通知できない者にあつては、郵便又は信書便）により通知する。

## 7 設計図書等に関する質問

設計図書等に関して質問がある場合は、下記(2)の期間内に、質問書を電子入札システム又は郵便若しくは信書便により提出すること。

なお、質問の題名、説明要求内容及び添付資料には、特定の企業名及び個人名を記入しないこと。添付資料は、発注者が提供した様式を使用して作成すること。

### (1) 郵便又は信書便による提出先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入札課大規模工事担当 電話048-830-2743（直通）

### (2) 質問受付期間

令和2年12月21日（月）午前9時から令和3年1月15日（金）午後3時まで（郵便又は信書便の場合は、同月14日（木）必着のこと。提出期限後に到着した場合には、回答しない。）

## 8 質問に対する回答

質問に対する回答は、令和3年1月21日（木）午後4時までに電子入札システムに掲載する。電子入札システムに掲載された内容を閲覧できない者には、郵便又は信書便で回答するので、次の連絡先に電話によりその旨を伝えること。

埼玉県総務部入札課大規模工事担当 電話048-830-2743（直通）

入札参加者は、質問の有無にかかわらず、電子入札システムに掲載する質問に対する回答の全ての内容を必ず確認した上で入札に参加すること。

なお、質問に対する回答の全ての内容は、全ての入札参加者に適用する。また、入札参加者から質問がない場合でも「質問に対する回答」を利用して発注者から入札参加者へお知らせを掲示することがある。

## 9 入札書の提出方法等

入札書の提出方法等は、次のとおりとする。

なお、変更する場合は、入札参加資格があると認められる者に別途通知する。

### (1) 入札書の提出方法

入札書の提出期間に、有効な埼玉県建設工事等競争入札参加資格者名簿の代

表者又は代理人の名前で電子入札システムで利用可能な電子証明書を取得し、電子入札システムの利用者登録を完了した者が、当該名義の電子証明書を使用して入札書を提出すること。ただし、埼玉県公共工事等電子入札運用基準7(2)「紙による入札書の提出」の承認を得たものは、この限りでない。

(2) 入札書の提出期間

令和3年2月18日(木)午前9時から同月22日(月)午後5時まで

(3) 郵便による入札

電子入札システムにより入札を行うことができない場合は、郵便により入札書を受け付ける。提出先等は、次のとおりとする。

ア 提出先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部  
入札課大規模工事担当

イ 提出方法

一般書留郵便又は簡易書留郵便によること。

ウ 提出期間

上記(2)の期間に必着とする。

(4) 開札日時

令和3年2月24日(水)午後1時30分

10 入札に参加できる者の形態

(1) 単体企業(以下「単体」という。)又は2者若しくは3者による特定建設工事共同企業体(以下「特定企業体」という。)とする。

(2) 単体の場合にあつては、他の特定企業体の構成員となっていないこと。

(3) 特定企業体における運営形態及び代表者の選定については、埼玉県企業局特定建設工事共同企業体取扱要綱(令和2年10月1日施行)(第7条第1項(1)及び(6)を除く。)によること。ただし、以下の形態をとることはできない。

ア 本件入札において、複数の特定企業体の構成員となること。

イ 経常建設共同企業体が特定企業体の構成員となること。

11 入札に参加する者に必要な資格

本件入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりとする。

(1) 建設業の許可

単体又は特定企業体における各構成員は、建設業法(昭和24年法律第100号)第3条の規定による機械器具設置工事業に係る建設業の許可を受けている者であること。

(2) 工事成績

単体又は特定企業体における各構成員は、平成30年度及び令和元年度に完成した埼玉県発注工事のうち、機械器具設置工事業の工事成績点数の平均が、いずれの年度においても65点以上の者であること。ただし、受注実績がない等の理由により工事成績点数のない者については、この限りでない。

### (3) 経営事項審査における総合評定値

機械器具設置工事業について、開札日から1年7月前の日以降の日を審査基準日とする建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査を受けていること。

単体又は特定企業体の代表構成員は、その総合評定値が1,000点以上であること。また、特定企業体の代表構成員以外の構成員（以下「その他構成員」という。）は、その総合評定値を問わない。ただし、経営事項審査の審査基準日は、開札日の直近のもの（下記(7)ウただし書に該当する者にあつては、手続開始決定日以降のもの）であること。

なお、官公需適格組合については、その総合評定値を平成31・32年度埼玉県建設工事請負競争入札参加資格者格付要領第4のただし書に規定する特例により算出した客観的事項の審査数値と読み替えることができるものとし、その算出に当たっては、審査基準日が開札日の直近のものである経営事項審査における数値を用いるものとする。

### (4) 施工実績

単体又は特定企業体の代表構成員は、契約の締結日にかかわらず平成22年4月1日から本件入札の公告日までの間に、1回の契約金額が2億5千万円以上の浄水場又は下水道終末処理場における機械器具設置に係る新設、増設又は更新工事を元請として完成させた実績を有すること。

なお、特定企業体による請負の施工実績については、代表構成員に限ることなく、契約金額は出資比率相当額（特定企業体の出資比率を契約金額に乗じたもの。）とする。

また、その他構成員の施工実績は、契約の締結日にかかわらず平成22年4月1日から本件入札の公告日までの間に、浄水場又は下水道終末処理場における機械器具設置に係る新設、増設又は更新工事を元請として完成させた実績を有すること。

なお、特定企業体による請負の施工実績については、代表構成員、その他構成員を問わず実績と認める。

### (5) 配置予定の技術者

ア 単体又は特定企業体の代表構成員の配置予定の技術者は、本件入札の公告

日までに、浄水場又は下水道終末処理場における機械器具設置に係る新設、増設又は更新工事を全工期（準備期間、後片付け期間及び機器等の工場製作を含む工事にあつては、工場製作のみが行われている期間を除く。）にわたり、現場代理人、主任技術者又は監理技術者として工事監理に従事した経験（これらと同等と認められるものを含む。）を有する者であること。また、専任の監理技術者等とは別に工場製作を管理する監理技術者等を配置する場合は、工場製作等を管理する監理技術者等の経験は問わない。

なお、その他構成員の配置予定の技術者は、経験を問わない。

イ 入札に参加しようとする者は、建設業法第26条第1項又は第2項に規定する資格及び上記アに示す経験を有する者を本工事の主任技術者又は監理技術者として配置すること。

ウ 低入札価格調査を経て契約する場合に配置する技術者は、低入札価格調査制度実施要領第17条第2号の規定により、請負代金の額にかかわらず専任でなければならない。

エ 低入札価格調査を経て契約する場合に配置する技術者は、低入札価格調査制度実施要領第17条第2号の規定により、現場代理人との兼務を認めない。

オ 低入札価格調査を経て契約する場合は、低入札価格調査制度実施要領第17条第3号の規定により、主任技術者又は監理技術者とは別に同等の資格を有する技術者（以下「追加技術者」という。）1名を専任で配置すること。

なお、特定企業体の場合は、代表構成員のみ追加技術者を配置するものとする。

カ 追加技術者は、低入札価格調査制度実施要領第17条第4号の規定により、現場代理人との兼務は認めない。

キ 専任の配置予定の技術者（追加技術者を含む。以下同じ。）は、当該者が在籍する入札参加者と上記5(2)に規定する確認申請書の提出期限日の3月以前から恒常的な雇用関係にあること。また、専任の配置予定の技術者は、営業所（建設業法第3条第1項に規定する営業所をいう。）の専任技術者と兼務することはできない。

ク 配置予定の技術者が特定できないときは、複数の候補者を確認資料に記載すること。

ケ 本工事の配置予定の技術者が、他の工事に現場代理人、主任技術者又は監理技術者として従事し、又は従事する予定で、本工事の予定工期と重複する場合は、当該者を確認資料に記載することはできない。ただし、重複する期間が、他の工事の完成検査終了後の後片付け期間と本工事の準備期間である

場合又は本工事の機器等の工場製作を含む工事において工場製作のみが行われている期間若しくは他の工事が全面的に一時中止している期間で、確実に本工事に配置することができる場合を除く。

コ 落札者決定後、CORINS等により配置予定の技術者の専任制違反の事実が確認された場合は、契約を結ばないことがある。

(6) 現場代理人

現場代理人は、工場製作を含む工事における工場製作のみの期間で現場作業が未着手の期間、現場での常駐を要しない。具体的な期間は、契約締結後に発注者と受注者が協議し、発注者から指示する。

(7) その他の参加資格

単体又は特定企業体における各構成員は、次に掲げる要件を全て満たすこと。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 埼玉県公営企業財務規程（昭和39年埼玉県公営企業管理規程第5号。以下「財務規程」という。）第120条の規定に該当しない者であること。

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法第41条の規定による更生手続開始の決定又は民事再生法第33条の規定による再生手続開始の決定を受けている者を除く。

エ 入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がある者（以下「同族企業」という。）同士の同一入札への参加を制限する運用基準（令和2年4月1日施行）により同族企業同士と判断される者が参加していないこと。

オ 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、企業局の契約に係る入札参加停止等の措置要領（平成25年4月1日施行）に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。

カ 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、国（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号）第1条に規定する法人を含む。）、都道府県又は埼玉県内市町村から工事成績不良の事由による入札参加停止の措置を2回以上を受けていない者であること。

キ 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県企業局の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成25年4月1日施行）に基づく入札参加除外の措置を受けていない者であること。

- ク 経常建設共同企業体でないこと。
- ケ 入札公告日において、健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険に、事業主として加入している者であること。ただし、上記保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者は、この限りでない。
- コ 設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある者の入札への参加を制限する運用基準（令和2年4月1日施行）に基づき、本工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と関連がある者に該当し、入札を禁止される者でないこと。

なお、本工事に係る設計業務等の受託者は、次のとおり。

商号又は名称 サンコーコンサルタント株式会社 北関東支店

所在地 埼玉県さいたま市大宮区宮町2丁目81番地

#### 12 低入札価格調査制度実施要領第4条の規定による調査基準価格

設定する。調査基準価格未満の入札があった場合には、調査の上、当該入札を行った者を落札者とするか否かを決定する。また、調査後に契約を締結した場合は、下請負業者等との関係において適正な契約とその履行が行われているか追跡調査を行うものとする。

#### 13 低入札価格調査制度実施要領第5条第1項の規定による失格基準価格

設定する。失格基準価格を下回る入札を行った者は、落札者としめない。

#### 14 低入札価格調査制度実施要領第6条第1項の規定による数値的判断基準

設定する。数値的判断基準のいずれかを下回る入札を行った者は、落札者としめない。

#### 15 低入札価格調査制度実施要領第6条の2第1項の規定による工事成績判断基準 設定しない。

#### 16 入札保証金

本工事は入札ボンド制度を導入する工事であり、入札保証金の取扱いは次のとおりとし、財務規程第123条第2項第3号及び第4号に掲げる履行実績による入札保証金の免除は行わない。

(1) 入札に参加しようとする者は、入札金額の100分の110に相当する金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）の100分の5以上（1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げるものとする。）の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 納付方法

納付書兼領収書送付依頼書（以下「依頼書」という。）に必要事項を記入し、次のとおりファクシミリにより提出するとともに、電話で着信確認を行うこと。また、依頼書に記載された依頼者の住所に着払いの宅配便により送付する納付書兼領収書により納付すること。

なお、依頼書を持参した場合は、受理しない。

ア 提出先

〒338-0814 埼玉県さいたま市桜区大字宿618 埼玉県大久保浄水場総務部総務担当 電話048-856-5220（直通） ファクシミリ048-856-1684

イ 依頼書提出期間

令和2年12月18日（金）午前9時から令和3年1月28日（木）午後5時まで

ウ 納付期限

令和3年2月22日（月）

(3) 納付の確認

金融機関の出納済印を受けた納付書兼領収書の写しを次のとおりファクシミリにより提出するとともに、電話で着信確認を行うこと。

ア 提出先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入札課大規模工事担当 電話048-830-2743（直通） ファクシミリ048-830-4915

イ 提出期限

令和3年2月22日（月）午後5時まで

(4) 次のとおり上記(1)と同価値以上の有価証券等を担保として持参（下記ア(ウ)にあっては、郵便又は信書便）により提出することにより、入札保証金の納付に代えることができる。

なお、その価値は、債権金額（下記ア(ウ)にあっては、保証金額）と同額とする。

ア 対象となる有価証券等

(ア) 利付国債

(イ) 埼玉県債

(ウ) 銀行等（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関をいう。以下同じ。）の保証

イ 提出先

利付国債及び埼玉県債については上記(2)アの提出先に、銀行等の保証につ

いては上記(3)アの提出先にそれぞれ指定する方法により提出すること。

ウ 提出期限

令和3年2月22日(月)午後5時まで

(5) 次のいずれかに該当する者は、入札保証金の納付を免除する。

ア 保険会社との間で埼玉県を被保険者とする上記(1)と同額以上の保険金の支払を約した入札保証保険契約を締結し、その保険証券を郵便又は信書便により上記(3)アの提出先に同イの期限までに提出した者

イ 銀行等又は保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。)との間に契約保証の予約を締結し、当該契約保証予約証書を郵便又は信書便により上記(3)アの提出先に同イに示す期限までに提出した者

(6) 入札保証又は入札保証保険の期間は、入札書提出日から令和3年3月31日(水)までの期間を含むこと。

なお、発注者の住所及び氏名を記載する必要がある場合は、以下の通りとすること。

ア 住所：埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目14番21号

イ 氏名：埼玉県公営企業管理者 高柳 三郎

(7) 落札者以外の入札保証金は、入札の終了後還付するので、納付書兼領収書等により入札保証金を納付した者は、あらかじめ振込先及び口座番号等を記載した請求書を用意すること。

なお、落札者がその責めに帰すべき理由により契約を締結しないときは、入札保証金は、還付しない。また、落札者に係る当該入札保証金は、当該落札者が納付すべき契約保証金に充当する。

17 契約保証金

(1) 落札者は、契約金額の100分の10以上(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた金額)の契約保証金(入札保証金を納付したときは、その差額)を納付しなければならない。ただし、低入札価格調査を経て契約する場合の契約保証金の額は、低入札価格調査制度実施要領第17条第5号の規定により、契約金額の10分の3以上とする。

(2) 次に掲げる有価証券等を担保として提供することにより、契約保証金の納付に代えることができる。

なお、その価値は、債権金額(下記ウにあっては、保証金額)と同額とする。

ア 利付国債

イ 埼玉県債



ウ 銀行等又は保証事業会社の保証

(3) 次のいずれかに該当する者は、契約保証金の納付を免除する。

ア 保険会社との間で埼玉県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した者

イ 保険会社、銀行、農林中央金庫その他埼玉県公営企業管理者が指定する金融機関と埼玉県を債権者とする工事履行保証契約を締結した者

(4) 契約保証金は、契約の履行後、契約者から請求書の提出を受けることにより、還付する。ただし、契約者がその責めに帰すべき理由により契約上の義務を履行しないときは、契約保証金は、還付しない。

## 18 支払条件

### (1) 前金払

する。その額は、会計年度ごとに各会計年度の支払限度額の40パーセント以内とし、1万円未満の端数は切り捨てる。ただし、低入札価格調査を経て契約する場合のその額は、会計年度ごとに各会計年度の支払限度額の20パーセント以内とし、1万円未満の端数は切り捨てる。

### (2) 中間前金払

する（中間前金払を選択した場合に限る。）。その額は契約金額の20パーセント以内とし、1万円未満の端数は切り捨てる。ただし、継続費又は債務負担行為に基づく契約にあつては、その年割額の20パーセント以内とする。

### (3) 部分払

する（部分払を選択した場合に限る。）。

### (4) 各会計年度の支払限度額

令和2年度 契約金額の概ね0パーセント

令和3年度 契約金額の概ね10パーセント

令和4年度 契約金額の概ね39パーセント

令和5年度 契約金額の概ね51パーセント

表示した割合は、設計金額に対する割合であるため、契約時の割合は落札金額により変動する。

## 19 現場説明会

開催しない。

## 20 入札に関する注意事項

### (1) 入札の執行

ア 入札参加資格がある旨の通知を受けた者であっても、開札日時の時点において参加資格がない者は、入札に参加できない。

イ 入札に参加する者が1者であっても、入札を執行する。

ウ 入札執行時において入札に参加する者の立会いは求めない。

(2) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

(3) 提出書類

ア 発注者が様式を指定した入札金額見積内訳書（必要事項を記入したもの）を電子入札システムによる初度入札の入札書提出の際に添付すること。

なお、電子入札システムにより提出できない者にあつては、入札書とともに提出すること。

イ 落札者は、落札決定後、課税事業者届出書又は免税事業者届出書を提出すること。

(4) 入札回数

ア 再度入札は、3回までとする。この場合は、電子入札システム（電子入札システムにより案内できない者にあつては、郵便又は電話等）により案内する。ただし、各回の再度入札の状況により、それ以降の再度入札を執行しない場合がある。

イ 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。

ウ 再度入札に参加しない者は、それ以降の再度入札に参加することができない。

エ 再度入札は、開札日と同日に執行する場合がある。

(5) 入札の辞退

入札参加資格がある旨の通知を受けた後であっても、入札を辞退することができる。

(6) 関係法令の遵守

入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に違反する行為を行ってはならない。

(7) くじ

ア 落札候補者とすべき同額の入札をした者が2者以上いるときは、くじにより落札者を決定する。

イ くじは、電子入札システムの電子くじを使用する。

ウ 電子入札システムにより入札書を提出できない者は、電子くじに使用するくじ入力番号として、任意の3桁の数字を入札書に記載すること。

(8) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した入札に参加する資格のない者がした入札又は上記5のその他必要な資料の提出後から落札決定までの間に入札に参加する資格を有しなくなった者がした入札

イ 所定の入札保証金を納付しない者がした入札又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がした入札

ウ 上記16(4)により入札保証金の納付に代えて提出した有価証券等の債権金額が所定の率による額に達しない者がした入札

エ 上記16(5)により入札保証金の納付の免除を受けるために提出した入札保証保険証券に記載された保険金額が所定の率による額に達しない者がした入札又は契約保証予約証書に記載された契約希望金額若しくは保証限度額が所定の率による額に達しない者がした入札

オ 電子証明書を不正に使用した者がした入札

カ 電報、電話又はファクシミリにより入札書を提出した者がした入札

キ 不備な入札金額見積内訳書を提出した者がした入札

ク 同族企業が同一入札に参加した場合の同族企業同士が行った入札

ケ 談合その他不正行為があったと認められる入札

コ 虚偽の確認申請書を提出した者がした入札

サ 入札後に辞退を申し出て、その申出を受理された者がした入札

シ やむを得ず紙入札又は郵便入札とした場合で、次に掲げる入札をした者がした入札

(ア) 入札者の押印のないもの

(イ) 記載事項を訂正した場合において、その箇所に押印のないもの

(ウ) 押印された印影が明らかでないもの

(エ) 記載すべき事項の記入のないもの又は記入した事項が明らかでないもの

(オ) 代理人で委任状を提出しない者がしたもの

(カ) 他人の代理を兼ねた者がしたもの

(キ) 2以上の入札書を提出した者がしたもの又は2以上の者の代理をした者がしたもの

(ク) 入札書が指定の日時まで指定の場所に到着しなかったもの

ス その他この公告に示す事項に反した者がした入札

(9) その他の注意事項

ア 一度提出した入札書の書換え、引替え又は撤回はすることができない。

イ 入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札を執行しないことがある。

21 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 手続における交渉の有無

無

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 契約後の技術提案

工事請負契約締結後、請負人は、設計図書に定める工事の目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。

(5) 埼玉県企業局建設工事請負等の特定調達契約に係る一般競争入札参加者心得（令和2年4月1日施行）を熟知の上、埼玉県公共工事等電子入札運用基準に基づき入札に参加すること。

(6) 提出された確認申請書、確認資料その他必要な資料は、返却しない。

(7) 落札者は、確認資料に記載した配置予定の技術者を当該工事の現場に配置すること。

22 この公告に関する問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入札課大規模工事担当 電話048-830-2743（直通） ファクシミリ048-830-4915

23 Summary

(1) Nature of Services Required

Renewal Construction Work for the Sludge Scraper Machine in Block 3 of the Okubo Water Filtration Plant Seibu Section

(2) Submission Period for Confirmation Application and Documents:

From 9 a.m. on Monday, December 21, 2020 until 5 p.m. on Monday, January 25, 2021

(3) Submission Period for Other Necessary Documents:

From 9 a.m. on Monday, December 21, 2020 until 5 p.m. on Wednesday, January 27, 2021

- (4) Submission Period for Bids by Electronic Bidding System and Registered Mail:

From 9 a.m. on Thursday, February 18, 2021 until 5 p.m. on Monday, February 22, 2021

- (5) Date and Time of Bidding

At 1:30 p.m. on Wednesday, February 24, 2021

- (6) Contact Information

Large-scale Construction Group

Bidding Services Division

Department of General Affairs

Saitama Prefectural Government,

3-15-1 Takasago, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301

TEL: 048-830-2743      FAX: 048-830-4915